## 鳥取県労働移動受入奨励金の奨励金支給の流れ

## 離職者(再就職)支援の流れ

奨励金支給の流れ

送出企業が事業縮小等による人員削減の実施を決定



送出企業が産業雇用安定セン ターに離職者の再就職支援を 依頼



送出企業の離職者が、県立ハローワーク、ハローワーク、産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録



ハローワーク等の紹介により 事業主が離職者の正規雇用採 用を決定



採用事業主が離職者を正規雇 用



送出企業が県立ハローワークへ 送出企業の要件確認を申出



県が送出企業の要件確認結果を 送出企業及び産業雇用安定セン ター等へ通知



採用事業主が離職者を正規雇用した ことを県立ハローワークへ報告 【正規雇用した日から1月以内】



採用事業主が県立ハローワークへ 奨励金支給申請書を提出 【正規雇用した日の6月後から 6月以内】



採用事業主が県立ハローワークへ 正規雇用者の雇用状況を報告 【正規雇用した日の1年後から 1月以内】